

令和3年3月スタート
(予定)

健康保険証の資格確認が オンラインで可能となります

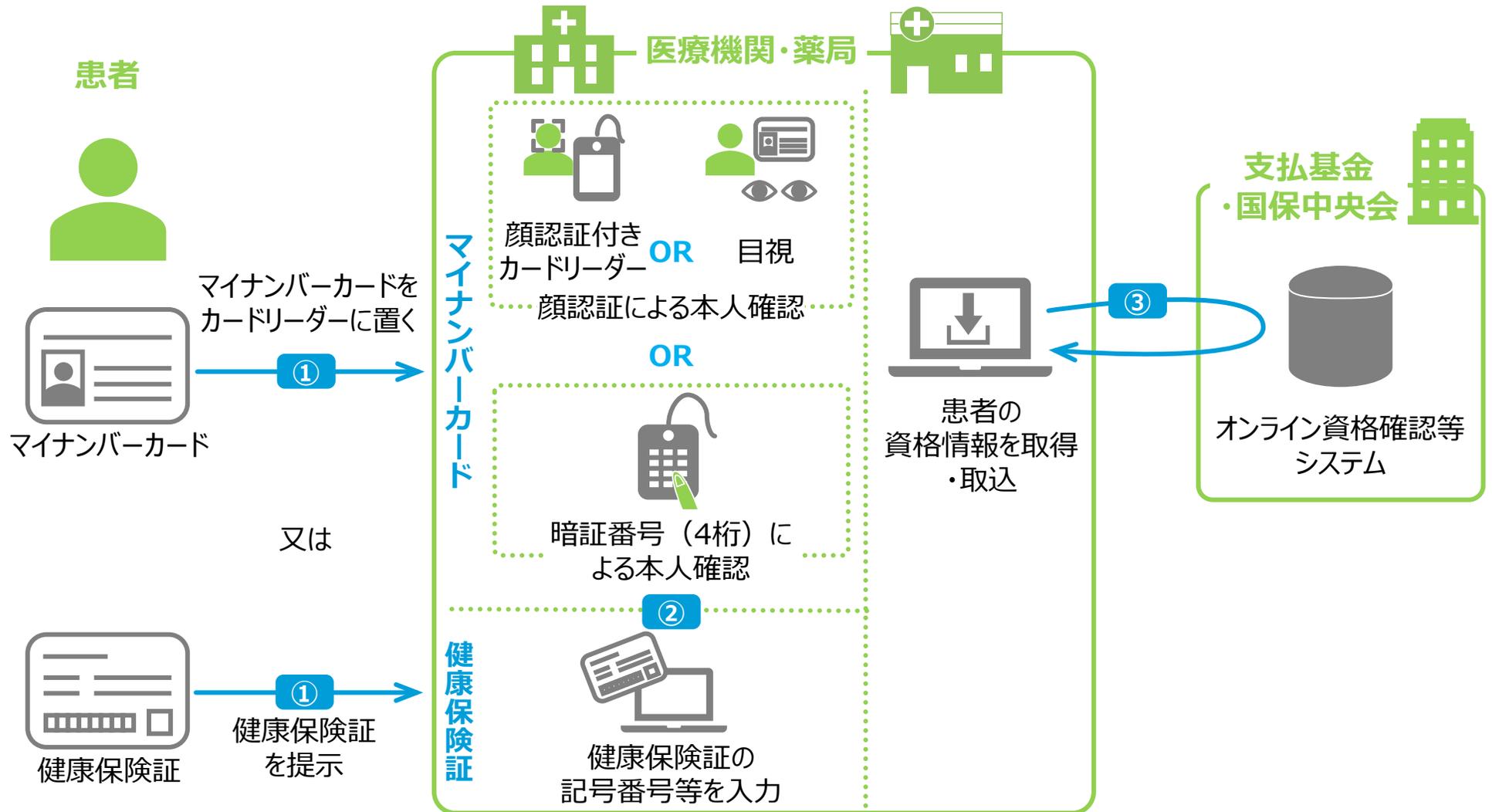
～オンライン資格確認導入の手引き～

【医療機関・薬局の方々へ】

令和2年7月
厚生労働省保険局

1. オンライン資格確認とは ～ 資格確認は保険制度の基本 ～

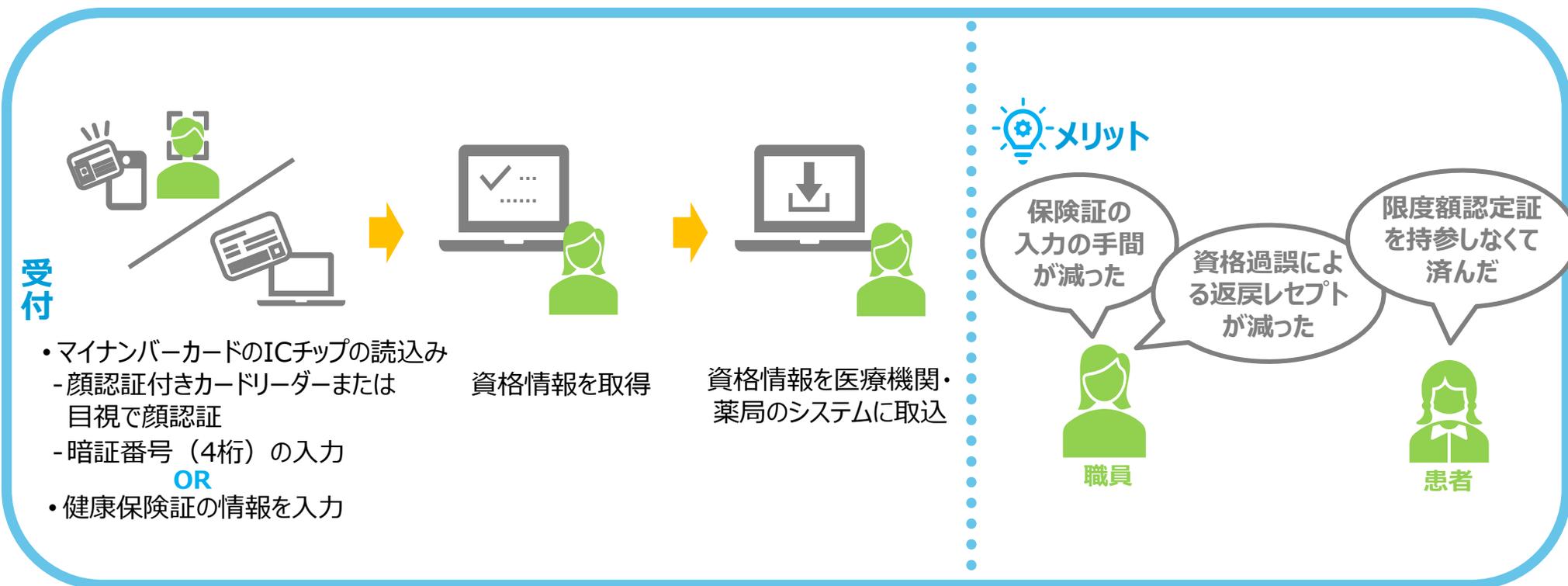
オンライン資格確認では、マイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号番号等により、オンラインで資格情報の確認ができます。



2. 医療機関・薬局で変わる①

資格の確認を確実にすることは、保険制度の基本です。オンラインで資格を確認することにより、医療機関・薬局の窓口で、直ちに資格確認が出来るようになります。

保険診療を受けることが出来る患者かどうかを即時に確認することが可能となり、レセプトの返戻も減ります。また、窓口の入力の手間が減ります。



※ 資格確認の対象となる証類は、健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証等の保険者がシステム管理している証類です。自治体が管理している公費負担・地方単独事業に伴う証類は令和3年3月時点では対象にならず、引き続き検討することとしています。

2. 医療機関・薬局で変わること②

常時、支払基金・国保中央会とオンラインで接続されるため、支払基金・国保中央会の情報を医療機関・薬局に提供することが出来るようになります。

診療・投薬



薬剤情報/特定健診情報の閲覧について、患者の同意の有無をマイナンバーカードを用いて確認



医師・歯科医師・薬剤師等の有資格者が薬剤情報/特定健診情報を閲覧



薬剤情報/特定健診情報を踏まえた診療・投薬



過去の状況が分かるようになった

災害時にも薬剤情報等が確認できる



医師/薬剤師



患者

※薬剤情報は、レセプトから抽出された情報となります。

※特定健診情報は、医療機関（病院・診療所）のみ閲覧可能となります。

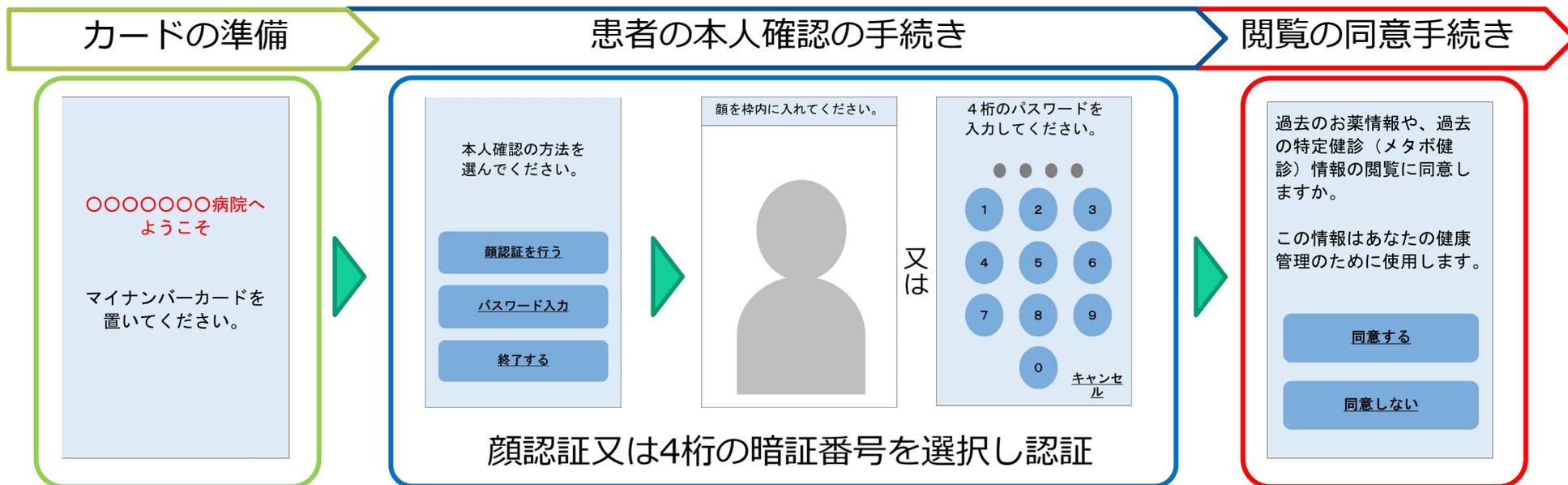
顔認証付きカードリーダーにおける「患者の本人確認」と「薬剤情報等の閲覧の同意取得」について

- マイナンバーカードの保険証利用において、顔認証又は4桁の暗証番号により本人確認ができる。
- 医療機関等が薬剤情報・特定健診情報の閲覧する際は、同意意思を明示的に確認した上で患者本人からの同意を毎回取得することをシステム上で担保している。
(過去に知り得た被保険者番号を悪用した取得等ができないような仕組み)

<顔認証付きカードリーダーのイメージ>



<ディスプレイの画面遷移>



メリット①：保険証の入力の手間削減

今までは受付で健康保険証を受け取り、保険証記号番号、氏名、生年月日、住所等を医療機関システムに入力する必要がありました。

オンライン資格確認を導入いただければ、マイナンバーカードでは最新の保険資格を自動的に医療機関システムで取り込むことができます。保険証でも、最小限の入力は必要ですが、有効であれば同様に資格情報を取り込むことができます。

患者情報				登録	
シメイ	<input type="text"/>	性別	<input type="text"/>	資格確認日	<input type="text"/>
氏名	<input type="text"/>	生年月日	<input type="text"/>	年齢	<input type="text"/>
保険者番号	<input type="text"/>	保険者名	<input type="text"/>	郵便番号	<input type="text"/>
記号・番号・枝番	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	住所	<input type="text"/>
患者区分	<input type="text"/>	<input type="text"/>	電話番号1	<input type="text"/>	
資格取得年月日	<input type="text"/>	交付年月日	<input type="text"/>	電話番号2	<input type="text"/>
有効期間	<input type="text"/>	~	<input type="text"/>		

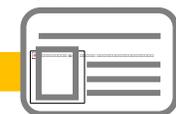
健康
保険
証



健康保険証は
最小限の情報を入力

オンライン資格確認				完了
保険者番号	<input type="text" value="12345"/>			
記号・番号・枝番	<input type="text" value="1234"/>	<input type="text" value="5678910"/>	<input type="text" value="01"/>	
生年月日	<input type="text" value="昭和45年"/>	<input type="text" value="1月"/>	<input type="text" value="1日"/>	
資格確認日	<input type="text" value="令和元年11月1日"/>			

マイナンバーカード



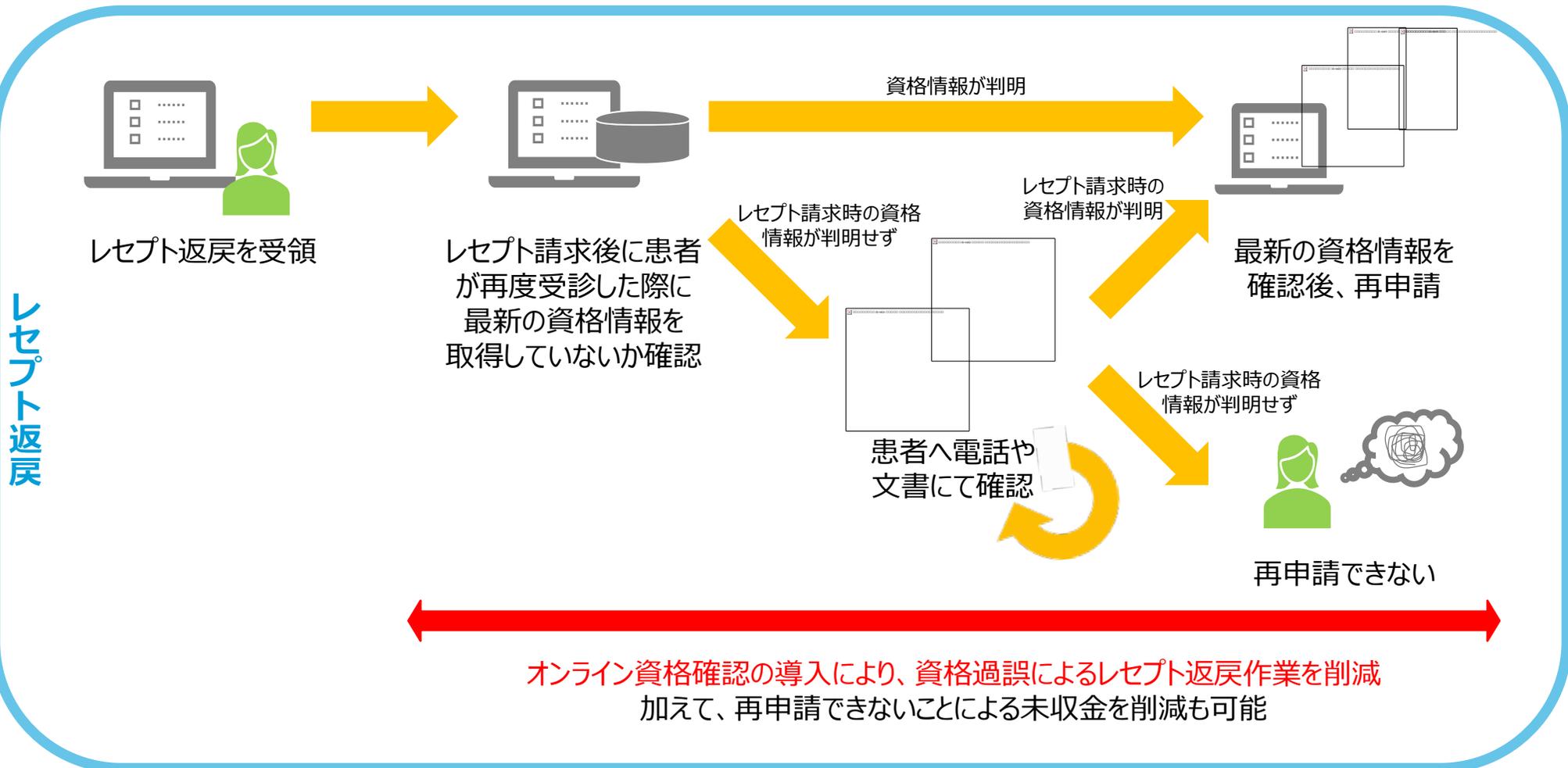
マイナンバーカードでは最新の保険資格
情報を自動的に取得

患者情報				登録	
シメイ	<input type="text" value="コウロウ タロウ"/>	性別	<input type="text" value="男"/>	資格確認日	<input type="text" value="令和元年11月1日"/>
氏名	<input type="text" value="厚労 太郎"/>	生年月日	<input type="text" value="昭和45年1月1日"/>	年齢	<input type="text" value="50歳"/>
保険者番号	<input type="text" value="12345"/>	保険者名	<input type="text" value="XX健保"/>	郵便番号	<input type="text" value="123-45"/>
記号・番号・枝番	<input type="text" value="1234"/>	<input type="text" value="5678910"/>	<input type="text" value="01"/>	住所	<input type="text" value="東京都港区XX-XX"/>
患者区分	<input type="text" value="健康保険組合"/>	<input type="text" value="本人"/>	<input type="text" value="3割"/>	電話番号1	<input type="text" value="XX-XXXX-XXXX"/>
資格取得年月日	<input type="text" value="平成28年7月1日"/>	交付年月日	<input type="text" value="平成28年7月1日"/>	電話番号2	<input type="text" value="XXX-XXX-XXX"/>
有効期間	<input type="text" value="平成28年7月1日"/>	~	<input type="text" value="令和4年7月1日"/>		

有効な場合
保険資格情報
を取得

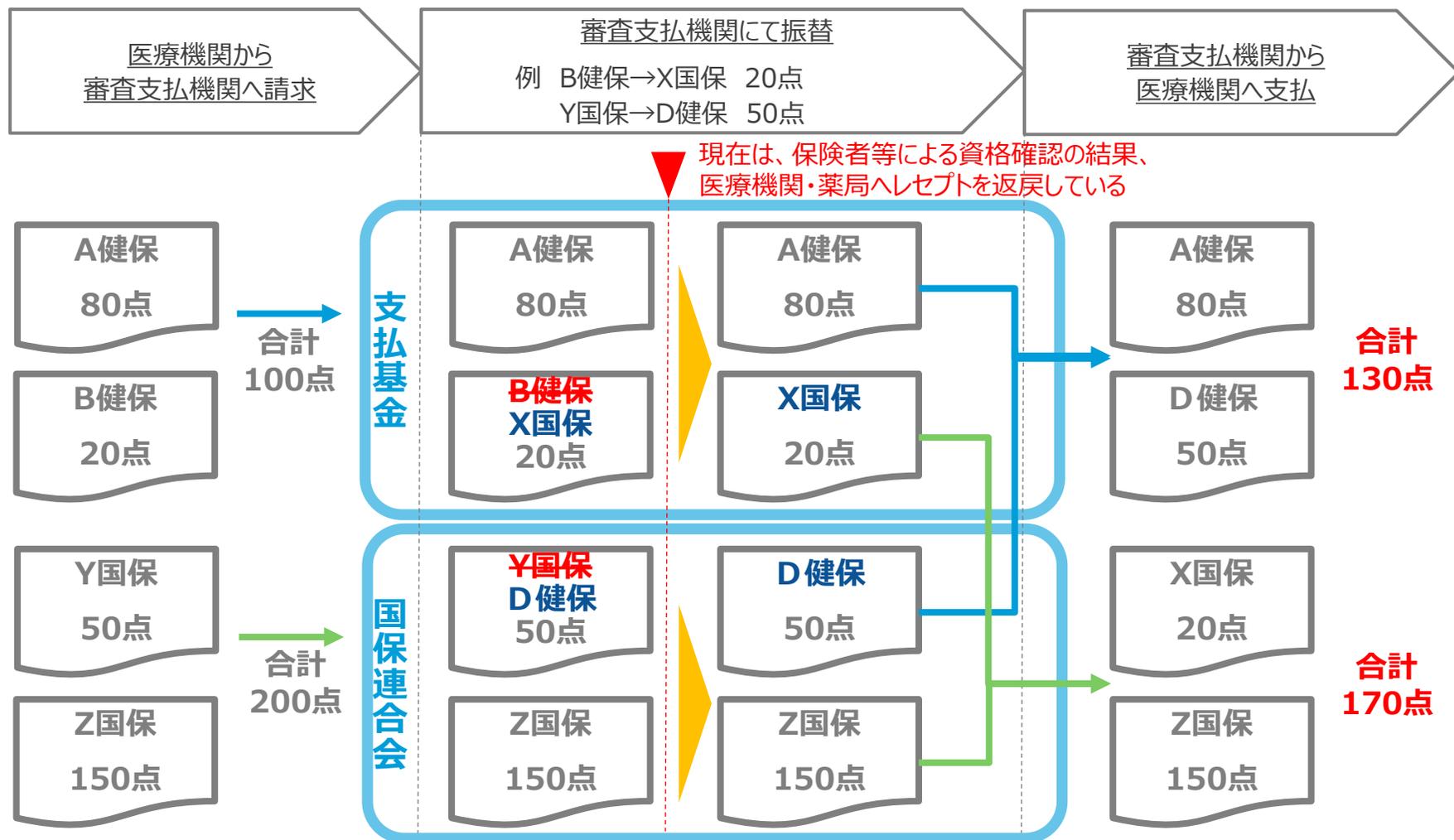
メリット②：資格過誤によるレセプト返戻の作業削減①

オンライン資格確認を導入いただければ、患者の保険資格がその場で確認できるようになるため、資格過誤によるレセプト返戻が減り、窓口業務が削減されます。



レセプト返戻のイメージ

審査支払機関にて加入者の資格情報の有効性を確認し、受診日・調剤日時点の資格情報に基づいてレセプト請求先を振替・分割を行います。

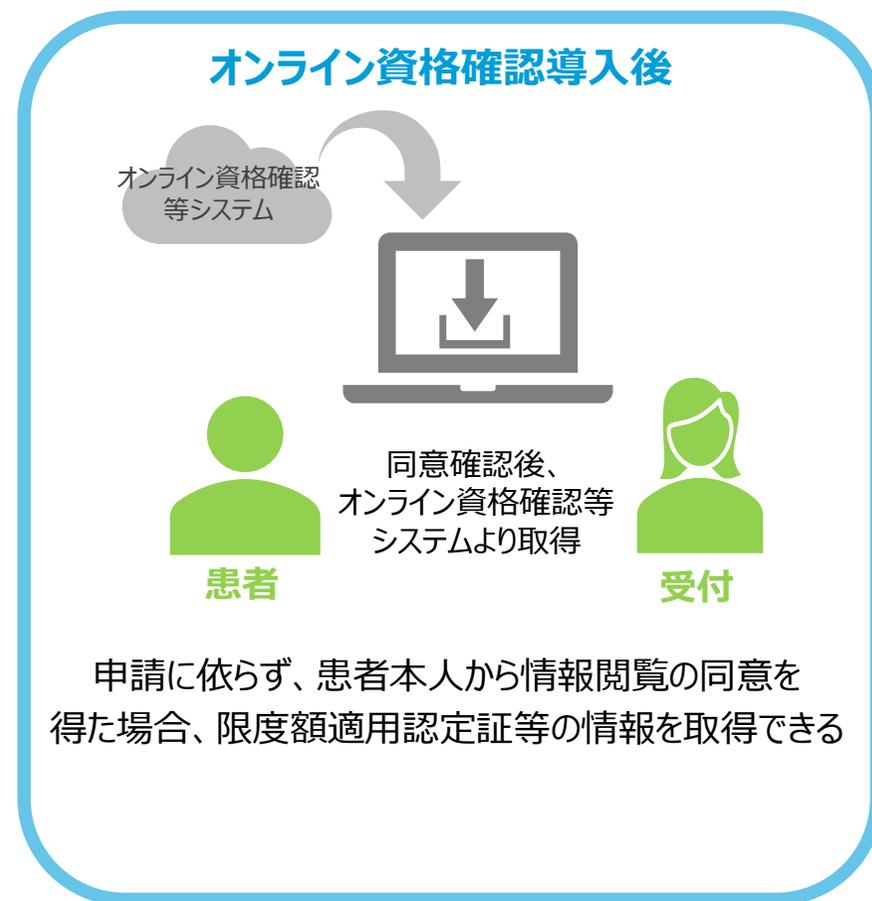
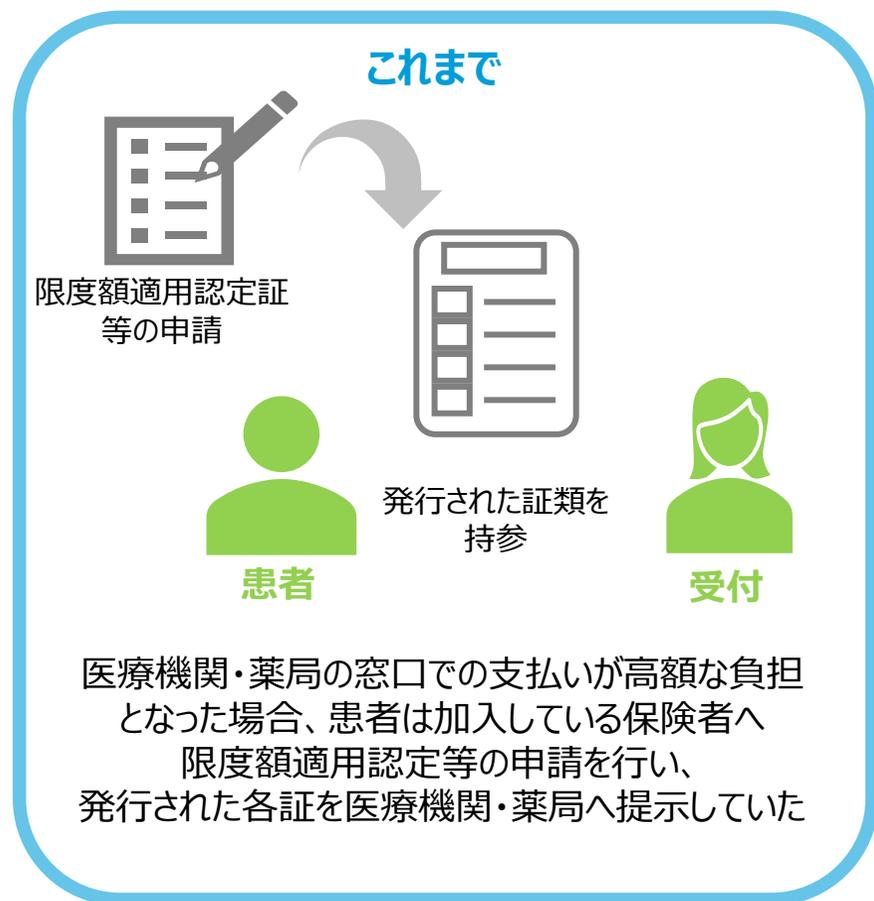


※振替の内容は、増減点連絡書を送付するタイミングで連絡予定。

メリット③：限度額適用認定証等の連携

これまで限度額適用認定証等は加入者（患者）が保険者へ必要となった際に申請を行わなければ、発行されませんでした。

オンライン資格確認を導入いただければ、加入者（患者）から保険者への申請がなくても、限度額情報を取得でき、加入者（患者）は限度額以上の医療費を窓口で支払う必要がなくなります。



こんな活用方法もあります：来院・来局前に事前確認できる一括照会

一括照会では、事前に予約されている患者等の保険資格が有効か、保険情報が変わっていないかを把握することができます。なお、確認した保険資格が資格喪失等により無効である場合、受付時に資格確認を行う必要があります。

＜一括照会リストイメージ＞

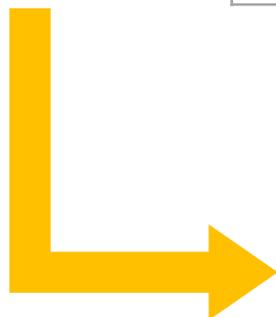
#	患者氏名	個人単位被保険者番号			住所
		記号	番号	枝番	
1	オン資 二郎	0001	111111	01	東京都港区xx-x
2	厚労 太郎	0002	222222	01	東京都板橋区x-x
3	番号 花子	0003	333333	01	東京都調布市x-xx
...
99	資格 春子	0099	999999	02	東京都新宿区x-xx
100	厚生 夏美	0100	101010	01	東京都江東区xx-x



照会したい患者の
リストを作成

＜一括照会結果イメージ＞

#	患者氏名	個人単位被保険者番号			住所	資格確認結果
		記号	番号	枝番		
1	オン資 二郎	0001	111111	01	東京都港区xx-x	有効
2	厚労 太郎	0002	222222	01	東京都板橋区x-x	有効
3	番号 花子	0003	333333	01	東京都調布市x-xx	エラー ※
...
99	資格 春子	0099	999999	02	東京都新宿区x-xx	有効
100	厚生 夏美	0100	101010	01	東京都江東区xx-x	無効 ※

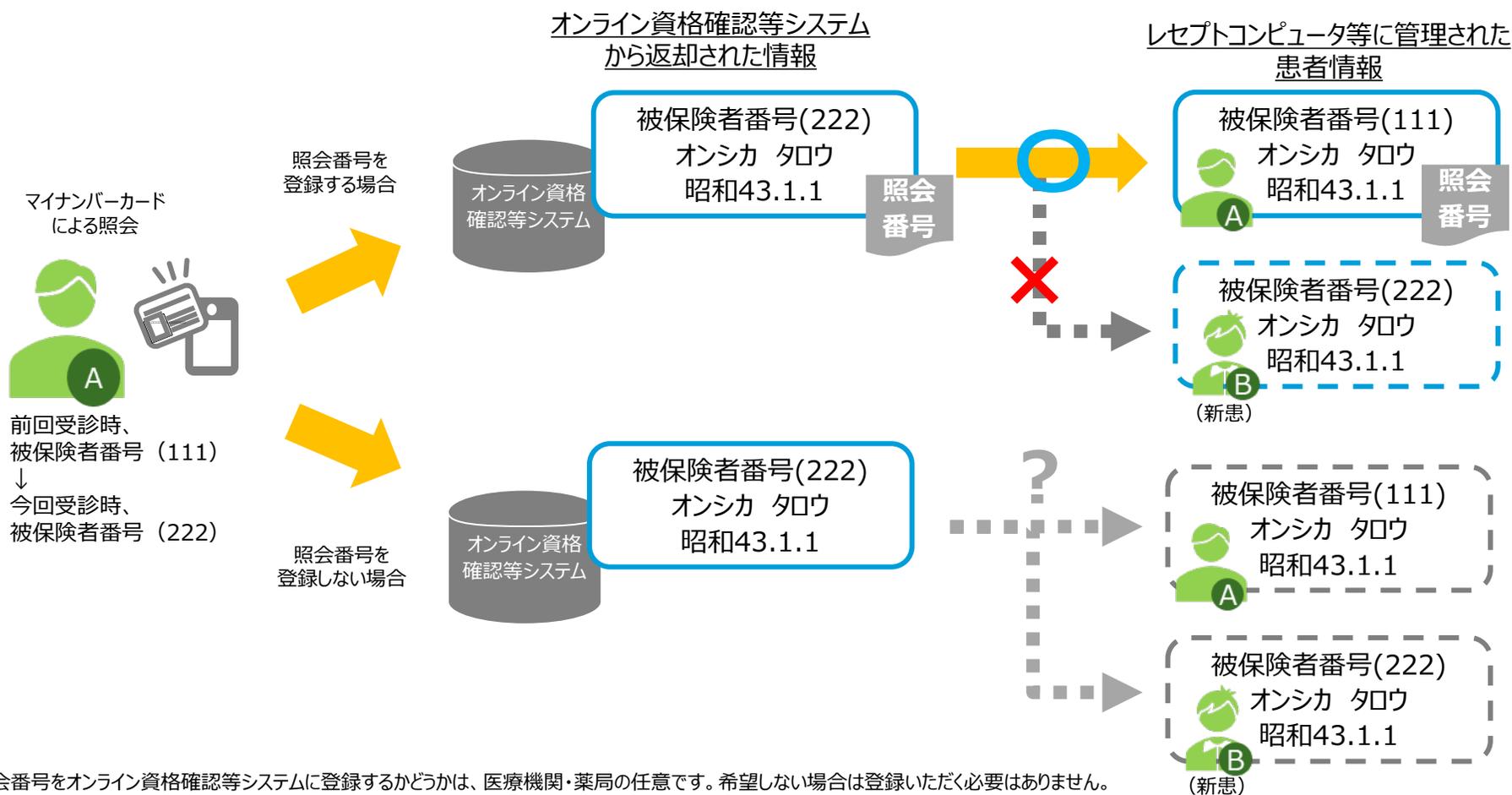


健康保険証の
記号番号等で照会

- ※エラー：必須項目（個人単位被保険者番号等）に入力誤りがある場合等
- ※無効：保険資格の有効期限切れにより失効している場合等

照会番号によるレセプトコンピュータ等との紐付け

新規の患者情報を登録する際、照会番号（レセプトコンピュータ等の資格情報と資格確認結果を紐付けするためのキー）を登録することで、2回目以降、医療機関・薬局システムで管理されている患者情報と資格確認結果を紐付けできるようになります。



※ 照会番号をオンライン資格確認等システムに登録するかどうかは、医療機関・薬局の任意です。希望しない場合は登録いただく必要はありません。

メリット④：薬剤情報・特定健診情報の閲覧

オンライン資格確認を導入いただければ、患者の薬剤情報・特定健診情報を閲覧することができます。患者の意思をマイナンバーカードで確認した上で、有資格者等（薬剤情報は医師、歯科医師、薬剤師等。特定健診情報は医師、歯科医師等）が閲覧します。

＜閲覧イメージ＞



薬剤情報/特定健診情報の閲覧について、患者の同意の有無をマイナンバーカードを用いて確認

医師・歯科医師・薬剤師等の有資格者が薬剤情報/特定健診情報を閲覧



有資格者等とは

医師・歯科医師・薬剤師等のことを指している。また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」より、医療機関・薬局にて有資格者等の識別を行い、アクセス権限の管理を行うこととされている。

薬剤情報											
氏名		厚労太郎		性別		男		年齢		50歳	
診療月	入/外/調剤	処方日	処方箋の場合 調剤日	用法	特別指示	内服/屯服/外用/注射	薬剤名(商品名)	薬剤名(一般名)	数量	回数	
10月	外来	5日	-	-	-	内服	ガスター-D錠20mg	ファモチジン錠	2錠	7	
10月	外来	5日	-	-	-	内服	プロレス錠12 12mg	カンデサルタンシレキセチル錠	1錠	7	
10月	外来	5日	-	-	-	外用	リンデロン-VG軟膏0.12%	ベタメタゾン吉草酸エステル・ゲンタマイシン硫酸塩軟膏	5g	1	
10月	外来	5日	-	-	-	注射	アキミンF10注	フルスルチアミン塩酸塩注射液	1管	1	
10月	調剤	6日	6日	1日1回朝食後	-	内服	アーチスト錠10mg	カルベジロール錠	1錠	23	
10月	調剤	6日	6日	-	痛みが強い際は1日2錠	屯服	ロキソプロフェンNa錠60mg	ロキソプロフェンナトリウム水和物錠	23錠	1	
10月	調剤	18日	18日	1日3回食後	-	内服	ニフェジンカプセル10mg	ニフェジンカプセル	3カプセル	23	
10月	調剤	30日	30日	1日1回夕食後	-	内服	エースコール錠2mg	テモカフル塩酸塩錠	1錠	23	
11月	入院	5日	-	-	-	内服	リンキサー錠250mg	クロルフェニシンカルバマキシロエステル錠	2錠	1	

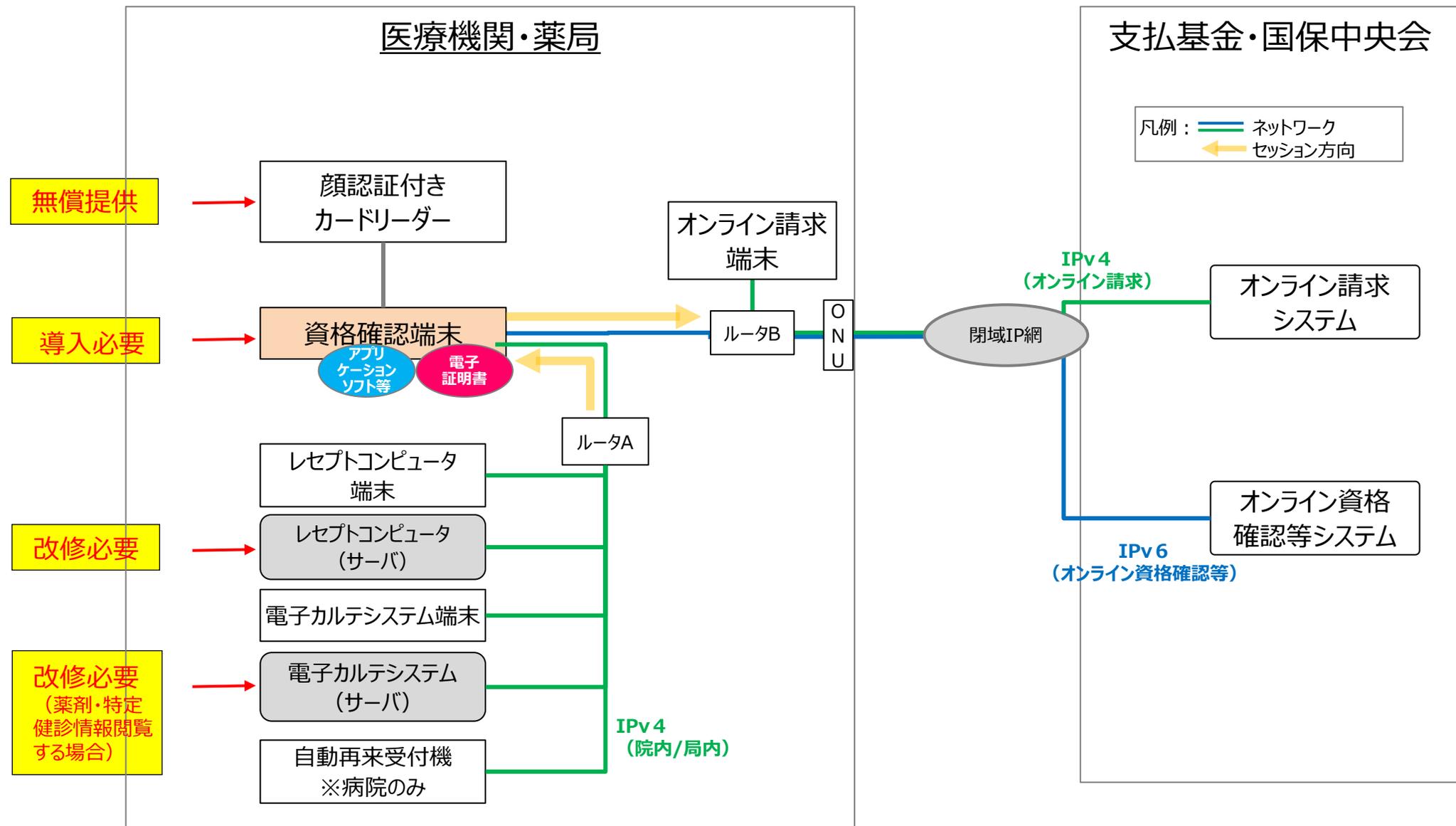
薬剤情報：レセプト情報を元にした3年分の情報が参照可能

特定健診情報											
氏名		厚労太郎		性別		男		年齢		50歳	
身体計測	身長	170.08	血中脂質検査	中性脂肪	140						
	体重	63.6		HDLコレステロール	125						
	腹囲	79.5		LDLコレステロール	154						
	BMI	21.8		空腹時血糖	97						
血圧等	血圧	67~106	血糖検査	HbA1C	5.1						
肝機能検査	GOT(AST)	23	随時血糖	120							
	GPT(ALT)	22	血清学検査	CRP	0.07						
	LDH	160	RF定量	3未満							

特定健診情報：医療保険者等が登録した5年分の情報が参照可能

医療機関における対応

※各病院のシステム環境により異なります



3. 医療機関・薬局への補助

- 顔認証付きカードリーダーは、医療機関及び薬局に無償提供します。
- それ以外の費用（①マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、②ネットワーク環境の整備、③レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等）は、以下の上限額と割合で補助します。

（補助の対象となる事業）

- ・ オンライン資格確認の導入に必要となる資格確認端末の購入・導入
- ・ レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等のアプリケーションに組み込むパッケージソフトの購入・導入
- ・ オンライン資格確認に必要となるオンライン請求回線の導入、既存のオンライン請求回線の増強
- ・ オンライン資格確認の導入に必要となるレセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修 等

※ 電子カルテシステムの改修は、資格確認だけでなく、薬剤情報及び特定健診情報の閲覧のための改修を含みます。

	病院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が 月4万回以上の薬局)	診療所 薬局(大型チェーン 薬局以外)
顔認証付き カードリーダー 提供台数	3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
その他の 費用の 補助内容	1台導入する場合	2台導入する場合	3台導入する場合	21.4万円を上限に 補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その1/2を補助	32.1万円を上限に 補助 ※事業額の42.9万円を 上限に、その3/4を補助
	105万円を上限に 補助 ※事業額の210.1万円を 上限に、その1/2を補助	100.1万円を上限に 補助 ※事業額の200.2万円を 上限に、その1/2を補助	95.1万円を上限に 補助 ※事業額の190.3万円を 上限に、その1/2を補助		

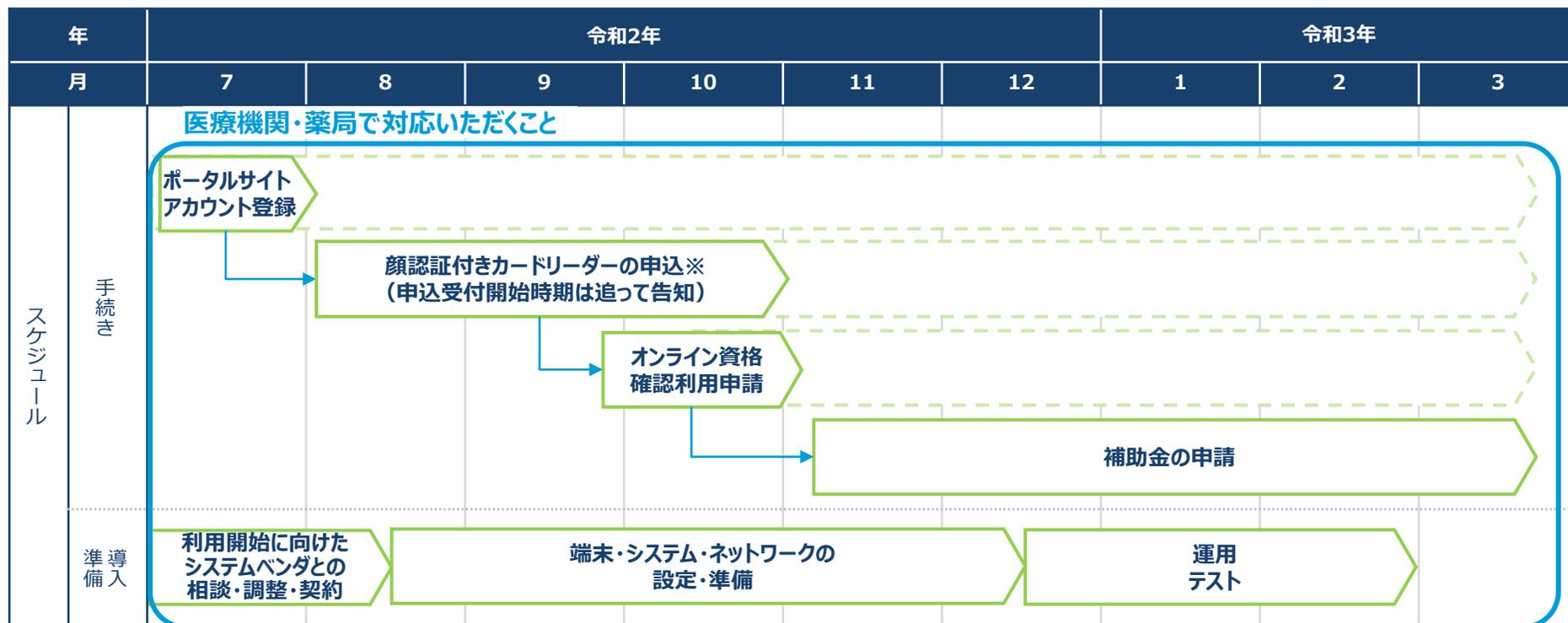
※ 消費税分(10%)も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額です。

4. 利用開始に向けたスケジュール

オンライン資格確認や特定健診情報の閲覧は令和3年3月から、薬剤情報の閲覧は令和3年10月から開始されます。

オンライン資格確認を円滑に導入するため、医療機関・薬局での初期導入経費（システム改修等）については、医療情報化支援基金による補助金を活用できます。

支払基金が令和2年7月頃に医療機関・薬局向け専用ポータルサイトを開設する予定です。そのポータルサイトで、顔認証付きカードリーダーの申込、オンライン資格確認等システムの利用申請及び医療情報化支援基金の補助申請の受付を行います。



※ 顔認証付きカードリーダーのお申込時期はアカウント登録されている方にはメールでお知らせします。

まずは、ポータルサイトにてアカウントの登録をお願いします。

オンライン資格確認に参加するかどうかまだ決めていない方も、まずはポータルサイトへの登録をお願いします。メールアドレスを登録するだけで完了します。

最新の情報をお届けすることができます。また、このポータルサイトで必要な手続きを行うことができます。

(※) 書面で申請された方もポータルサイトへの登録が便利です。必要な情報が受け取れるようになります！(二重申し込みになることはありません)

オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係
医療機関等向けポータルサイト

アカウント登録
初めにご利用になる方
(アカウント登録)

すでにアカウントを
お持ちの方はログイン

よくあるお問い合わせ (FAQ)
Frequently Asked Questions

- 顔認証付きカードリーダー申し込みについて
- オンライン資格確認関係補助金申請について
- オンライン資格確認利用申請について
- 電子証明書発行申請について
- オンライン請求ネットワーク関連情報について
- 電子カルテ標準化関係補助金申請について
- オンライン請求利用申請について
- 当サイトで利用手順について
- その他お問い合わせ

アカウント登録でできること

- ・顔認証付きカードリーダー申込
- ・オンライン資格確認利用申請
- ・補助金申請
- ・最新情報をメールでお知らせ

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>



オンライン資格確認

検索

お問合せ先：医療情報化支援基金
contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp
☎ 0800-8007121 (通話無料)
平日 9:00~17:00

※ お電話でのお問合せは、混み合うことがございます。
メールでのお問合せを推奨します。

< 1. オンライン資格確認とは >

Question

Answer

Q. オンライン資格確認を導入したら、患者はマイナンバーカードがないと受診できないのですか？

A. 健康保険証でも受診できます。健康保険証とマイナンバーカードのどちらでもオンラインで資格確認ができるようになりますが、健康保険証の場合は記号番号等の入力が必要となります。

Q. 医療機関・薬局では患者のマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うのですか？

A. 医療機関・薬局において患者のマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うことはありません。
オンライン資格確認では、マイナンバーではなく、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用します。

Q. 医療機関・薬局内のレセプトコンピュータ等の情報を支払基金・国保中央会が閲覧できるようになるのですか？

A. オンライン資格確認は、支払基金・国保中央会から資格情報等を提供する仕組みです。
支払基金・国保中央会が、医療機関・薬局の診療情報等を閲覧したり、取得することはできません。

< 1. オンライン資格確認とは >

Question

Q. オンライン資格確認は必ず導入しなければいけませんか？

Answer

A. 導入は義務ではありませんが、資格の確認を確実に行うことは保険制度の基本です。
また、オンライン資格確認を行うことにより、受付、診療・調剤・服薬指導、診療報酬請求について効率化が図られるため、導入の検討をお願いします。
オンライン資格確認を導入した医療機関・薬局ではマイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになります。

Q. 患者はマイナンバーカードを持っていればすぐに健康保険証として利用できるのでしょうか？

A. マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、**あらかじめ患者がマイナポータルで初回登録をすることが必要**です。
なお、初回登録をしていない患者が受診した場合でも、医療機関・薬局の窓口において、**顔認証付きカードリーダー**による認証または**暗証番号（4桁）**による認証を行うことで、**初回登録ができます**。

<2. 医療機関・薬局で変わる事>

Question

Q. マイナンバーカードの取扱いで気をつけるべきことはありますか？

A. **医療機関・薬局の窓口ではマイナンバーカードは預かりません。**患者においては、顔認証付きカードリーダーの場合はカードリーダーに置いていただく、汎用カードリーダーの場合はカードリーダーにかざすとともに受付職員に見せていただきます。

Q. 患者がマイナンバーカードを忘れたらどのようにしたらよいですか？

A. 現行の健康保険証を忘れた場合の取り扱いと同様になります。もし、患者が健康保険証を持参していれば、健康保険証によるオンライン資格確認を実施してください。

Q. 医療機関・薬局でマイナンバーカードが健康保険証として使えることを、どのように患者さんに伝えたらよいですか？

A. マイナンバーカードでのオンライン資格確認が利用できることのポスター等を準備し、医療機関・薬局に送付させていただきます。

5. Q&A

< 3. 利用開始に向けたスケジュール >

Question

Answer

Q. オンライン資格確認はいつから始まりますか？

A. 令和3年3月から始まります。

Q. いつから準備を始めればよいですか？

A. 令和2年8月頃から導入作業を実施いただければ、令和3年3月のオンライン資格確認の開始に間に合います。
ご担当のシステムベンダ等にご相談ください。

Q. オンライン資格確認を利用するための手続きは、何が必要ですか？

A. **ポータルサイトから、支払基金に利用の申込みをしていただく必要があります。** 手続きの内容・方法については、令和2年7月頃に示します。

5. Q&A

< 4. 利用開始に向けてご対応いただきたいこと/必要な費用目安 >

Question

Answer

Q. オンライン資格確認を始めるには、まず何をすればよいですか？

A.ご利用のシステムやネットワークの状況によって詳細が異なりますので、まずはご担当のシステムベンダやネットワークベンダにご相談ください。

Q. オンライン資格確認のためのシステム改修に関して、補助申請を行う時期はいつ頃ですか？

A.システム改修後、オンライン資格確認の導入準備が完了した後に、支払基金に補助申請を行っていただくこととなりますので、医療機関・薬局における導入作業後である11月以降となります。（事前申請ではなく、精算払いとなります。）

Q. オンライン資格確認のための補助の詳細や手続きはいつ示されるでしょうか？

A.補助申請の手続きについては支払基金から7月以降にポータルサイト上でお示しする予定です。

Q. レセプトのオンライン請求を利用していませんが、オンライン資格確認を始めることはできますか？

A.オンライン請求の回線環境を導入することで、オンライン資格確認を始めることが可能です。オンライン資格確認を行うために回線環境の導入をした場合にも、その回線費用は医療情報化支援基金の補助対象となります。

参考：マイナンバーカードと健康保険証の券面情報について

マイナンバーカードと健康保険証の券面表記されている情報は以下のとおり。

券面

マイナンバーカード

表面



裏面

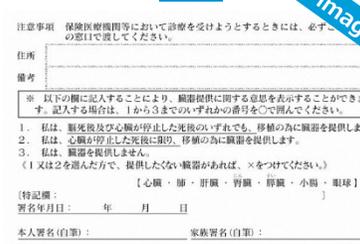


健康保険証

表面



裏面



記載項目

氏名（漢字）	氏名（漢字）
生年月日※1	個人番号（12桁）
性別	生年月日※1
住所	二次元コード（個人番号）
顔写真	磁気ストライプ（自治体で使用）
電子証明書の有効期限（西暦）	ICチップ※3
製造番号（16桁）	
セキュリティコード（4桁）	
サインパネル領域※2	
臓器提供意思表示欄	

氏名（漢字）
フリガナ※4
生年月日
性別
被保険者証記号（7・8桁）・ 番号・枝番（2桁）
資格取得年月日
事業所名称※4
保険者番号（6～8桁）
保険者名称
保険者所在地
被保険者氏名（被扶養者のみ記載）
交付年月日

住所記入欄
備考記入欄※2
臓器提供意思表示欄

- ※1 日本人は和暦、在日外国人は西暦
- ※2 券面の情報に修正が生じた場合、その新しい情報を記載（引越した際の新住所など）
- ※3 ICチップに記録される情報は以下
 - ①券面記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真など）
 - ②総務省令で定める事項（公的個人認証に係る『電子証明書』等）
 - ③市町村が条例で定めた事項等
- ※4 保険者により記載有無は異なる

凡例

記載項目
健康保険証のみの記載項目

6 オンライン資格確認の今後

データヘルスの基盤として、順次、機能を拡大していきます。

- 現在全国の医療機関・薬局で確認できる情報は、薬剤情報・特定健診情報のみですが、対象となる情報を拡大します。（令和4年夏を目処）
手術、移植、透析、医療機関名といった項目が対象となる予定です。
- オンライン資格確認等システムを基盤とし、電子処方箋の仕組みを構築します。（令和4年夏を目処）
紙の受け渡しが不要になり、薬剤情報共有のリアルタイム化（重複投薬の回避）が可能となります。
- 閲覧・活用できる健診等を拡大します。（令和4年度早期）
- 現在対象になっていない生活保護受給者の医療券も対象にする（令和5年度中）など順次対象を広げていきます。
- モバイル端末でのオンライン資格確認も検討しています。（令和2年度研究事業）



新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プラン

データヘルス集中改革プランの基本的な考え方

- 3つの仕組みについて、オンライン資格確認等システムやマイナンバー制度等の既存インフラを最大限活用しつつ、令和3年に必要な法制上の対応等を行った上で、令和4年度中に運用開始を目指し、効率的かつ迅速にデータヘルス改革を進め、新たな日常にも対応するデジタル化を通じた強靱な社会保障を構築する。

令和2年6月22日経済財政諮問会議加藤厚生労働大臣資料

▶ 3つのACTIONを今後2年間で集中的に 実行

ACTION 1：全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大

患者や全国の医療機関等で医療情報を確認できる仕組みについて、対象となる情報（薬剤情報に加えて、手術・移植や透析等の情報）を拡大し、令和4年夏を目途に運用開始



ACTION 2：電子処方箋の仕組みの構築

重複投薬の回避にも資する電子処方箋の仕組みについて、オンライン資格確認等システムを基盤とする運用に関する要件整理及び関係者間の調整を実施した上で、整理結果に基づく必要な法制上の対応とともに、医療機関等のシステム改修を行い令和4年夏を目途に運用開始



ACTION 3：自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大

PCやスマートフォン等を通じて国民・患者が自身の保健医療情報を閲覧・活用できる仕組みについて、健診・検診データの標準化に速やかに取り組むとともに、対象となる健診等を拡大するため、令和3年に必要な法制上の対応を行い、令和4年度早期から順次拡大し、運用



★上記のほか、医療情報システムの標準化、API活用のための環境整備といったデータヘルス改革の基盤となる取組も着実に実施。電子カルテの情報等上記以外の医療情報についても、引き続き検討。

医療情報を患者や全国の医療機関等で確認できる仕組み（ACTION 1）

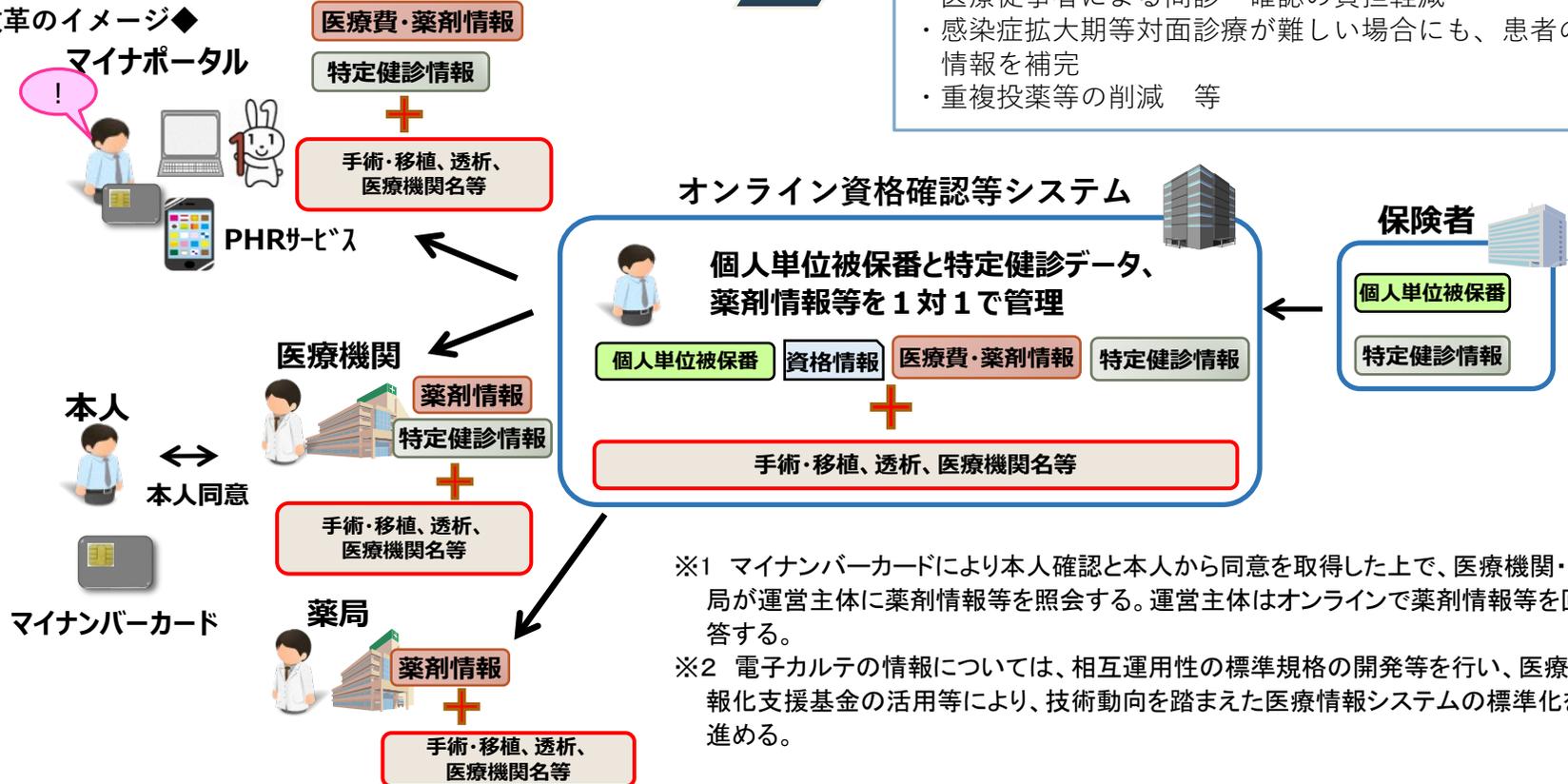
現状

- 災害や感染症拡大期等には、患者の医療情報の入手が難しく、重症化リスクや継続が必要な治療の把握が困難
- 高齢者や意識障害の救急患者等の抗血栓薬等の薬剤情報や過去の手術・移植歴、透析等の確認が困難
- 複数医療機関を受診する患者において、重複や併用禁忌の薬剤情報等の確認が困難

改革後

- ・かかりつけの医療機関が被災しても、別の医療機関が患者の情報を確認することで、必要な治療継続が容易に
- ・救急搬送された意識障害の患者等について、薬剤情報等を確認することで、より適切で迅速な検査、診断、治療等を実施
- ・複数医療機関にまたがる患者の情報を集約して把握することにより、患者の総合的な把握が求められるかかりつけ医の診療にも資する
- ・医療従事者による問診・確認の負担軽減
- ・感染症拡大期等対面診療が難しい場合にも、患者の情報を補完
- ・重複投薬等の削減 等

◆改革のイメージ◆



※1 マイナンバーカードにより本人確認と本人から同意を取得した上で、医療機関・薬局が運営主体に薬剤情報等を照会する。運営主体はオンラインで薬剤情報等を回答する。

※2 電子カルテの情報については、相互運用性の標準規格の開発等を行い、医療情報化支援基金の活用等により、技術動向を踏まえた医療情報システムの標準化を進める。

電子処方箋の仕組み (ACTION 2)

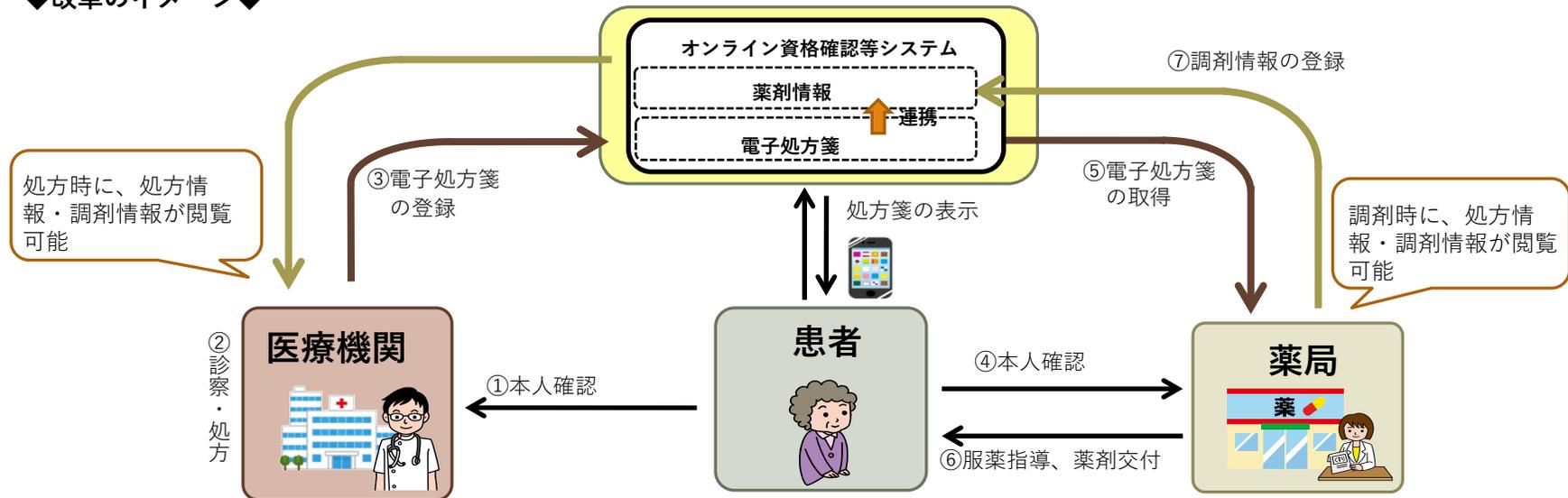
現状

- 病院等で受けとった紙の処方箋を薬局で渡す必要
- 医師、薬剤師の得られる情報が限られている場合があり、重複投薬が行われる可能性が否定できない
- 新型コロナウイルス感染症への対応の下ではファックス情報に基づく調剤が可能だが、事後的な紙の処方箋原本の確認作業が必要

改革後

- ・リアルタイムの処方情報共有（重複処方の回避）
- ・薬局における処方箋情報の入力負担軽減等
- ・患者の利便性の向上（紙の受渡し不要、オンライン診療・服薬指導の円滑な実施が可能）

◆改革のイメージ◆



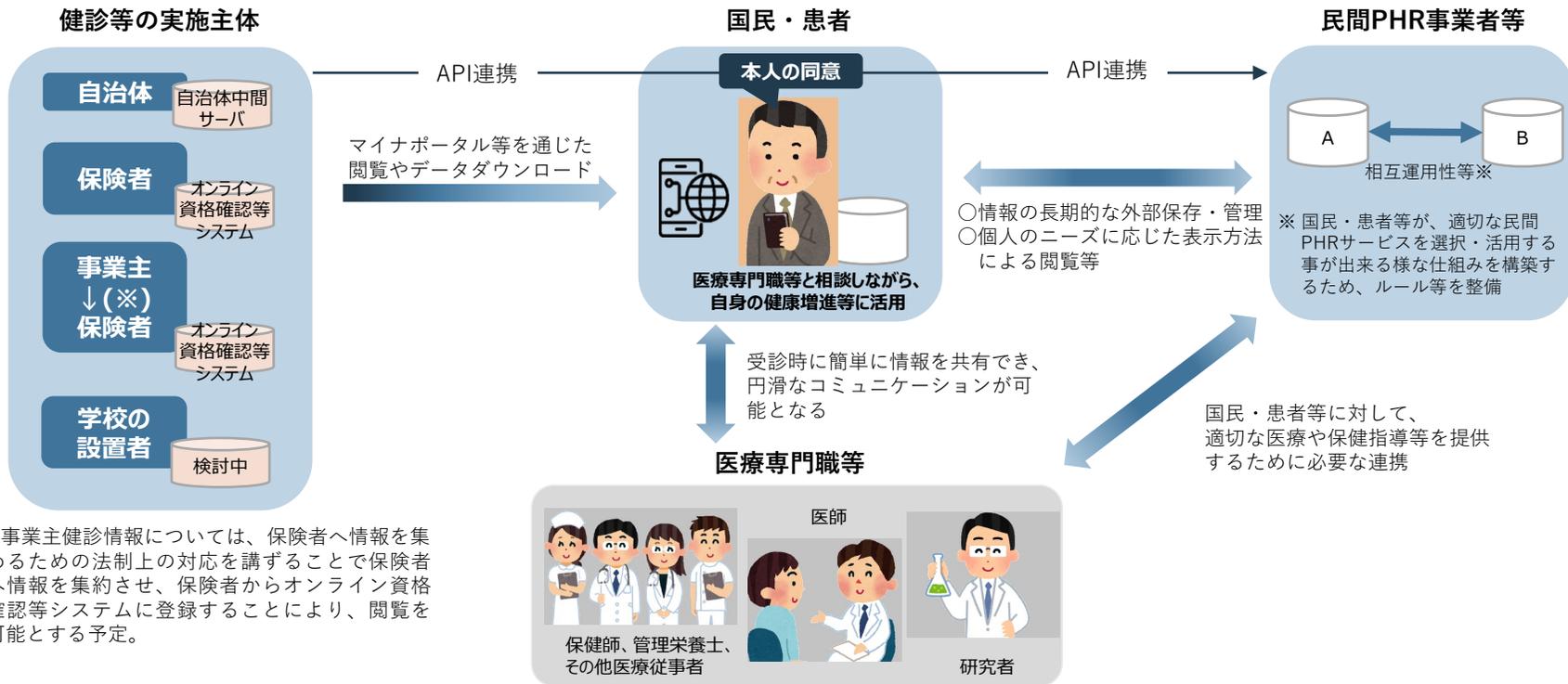
自身の保健医療情報を閲覧・活用できる仕組み（ACTION 3）

現状

- 国民等が健診情報等にワンストップでアクセスし、閲覧・活用することが困難
- 健診結果が電子化されておらず、円滑な確認が困難であることや災害時等における紛失リスクが存在
- 新たな感染症等の発生時に、医療機関や保健所が本人から正確な情報を収集し、健康状態のフォローアップをすることが重要

改革後

- 国民が、マイナポータル等を通じて、自身の保健医療情報をPCやスマホ等で閲覧・活用が可能
- API連携等を通じて、個人のニーズに応じた、幅広い民間PHRサービスの活用



※ 事業主健診情報については、保険者へ情報を集めるための法制上の対応を講ずることで保険者へ情報を集約させ、保険者からオンライン資格確認等システムに登録することにより、閲覧を可能とする予定。